○ハラスメント 相談フロー

2024.7.1版

職員・その家族による
ハラスメントの相談・通報（匿名可）

【弁護士事務所】
外部相談窓口

●相談者の同意を条件に
情報提供、調査依頼及び助言
●相談記録票の提出

【人事秘書課】
内部相談窓口

相談者からの
事情聴取
相談者への助言

ハラスメントには該当せず

「相談者の同意」を
条件にハラスメント
行為者から事情聴取

相談者からの
事情聴取

「相談者の同意」を
条件に関係職員等
から事情聴取

●相談者の同意がある場合で、
弁護士がハラスメント対策委員会処理を適当と判断したとき
●相談者がハラスメント対策委員会処理を希望したとき

窓口の人事秘書課を経由

●相談者の同意がある場合で、
ハラスメント対策委員会処理を適当と判断したとき
●相談者がハラスメント対策委員会処理を希望したとき

相談者・行為者
に対する指導・
助言その他必要
な措置（※）

ハラスメント
には該当せず

ハラスメント対策委員会

「ハラスメント行為者」
から事情聴取

「相談者」から
事情聴取

「関係職員等」から
事情聴取

〈委員構成〉

・市長公室長
・市長が適切と
認める部長２人
・職員団体が
推薦する職員２人
・弁護士

調査結果・
ハラスメントへの該当性の審査結果
任命権者・市長へ報告

懲戒相当
懲罰委員会の開催
【人事院「懲戒処分の指針」に基づく懲戒処分・処分量定の決定】
●免職　●停職
●減給　●戒告

相談者・行為者
に対する指導・
助言その他必要
な措置（※）

再発防止策
の検討・実施

（※）必要な措置

○配置転換の検討
○行為者謝罪
○関係改善援助
○不利益の回復
○職場環境回復
○メンタルケア
など